

指標の分析

令和元年中の心原性かつ市民による目撃のあった心肺機能停止傷病者の社会復帰率は11.1%で、平成30年中の数値より4.6%上昇した。

今後も社会復帰率を上げるには、適切な応急手当が実施できるバイスタンダーの養成を図り、その場に居合わせた市民による早期除細動の実施に加えて、ドクターカーの効果的運用や消防隊と救急隊との連携強化等に今まで以上に取り組む必要がある。更には、指導的立場にある救急救命士を中心として、救急業務に関わる職員の教育体制を充実させるとともに、処置範囲拡大に対応した救急救命士を計画的に養成する等、救急活動全体のレベルアップを図る必要がある。

4. 施策の評価

これまでの主な取組と成果

- ①救急活動事業では、心肺機能停止傷病者を救命し社会復帰できるよう、救急資機材の整備、職員の教育訓練の充実、各救急医療機関等との連絡調整を図った。
- ②メディカルコントロール協議会運営事業では、同協議会が主催する研修会において、参加予定者に対する参加率100%を達成した。
- ③救急車両更新事業では、救急車両更新整備計画に基づき、令和元年度更新車両である所沢中央消防署、飯能日高消防署に配備の高規格救急自動車2台及び高度救命処置用資機材2式を更新した。
- ④救急救命士教育事業では、計画に基づく指導救命士の養成率100%を達成した。
- ⑤救急救命士新規養成事業では、救急救命士養成計画に基づき、6名の職員を救急救命士養成所へ派遣し、派遣者全員が救急救命士の国家試験に合格した。
- ⑥救急隊指導事業では、院内研修予定者に対する修了率100%を達成した。
- ⑦応急手当普及啓発事業では、一般市民を対象とした救命講習会を開催し、18,701名が修了した。また、小中学校の教職員を対象とした講習会を開催し48名の応急手当普及員を養成した。

今後の課題

- ①救急活動事業では、救急出動件数の増加に伴い現場到着所要時間が延伸傾向にあり、救命率の低下が懸念されるため対策を講じる必要がある。
- ②メディカルコントロール協議会運営事業では、救急救命士の増加や処置範囲の拡大といった病院前救護を取り巻く状況の変化の中、メディカルコントロール体制の充実・強化が重要な課題となっている。
- ③救急車両更新事業では、出動件数の増加に伴い、劣化が見られる車両等もあることから、車両整備計画の見直しを随時行っていく必要がある。
- ④救急救命士教育事業では、講習を修了した指導救命士が、他の救命士への教育を行い、一層の救命効果を上げていくため救急業務全体の質を向上させる必要がある。
- ⑤救急救命士新規養成事業では、救急救命士の資格を有するベテラン職員から、救急救命士新規養成対象である若年層職員へ技術の伝承をするために、教育体制の整備を図る必要がある。
- ⑥救急隊指導事業では、救急救命士の有資格者が増えていく中で、再教育に必要な病院実習の時間を確保するため、計画的な研修出向が必要である。
- ⑦応急手当普及啓発活動では、5年ごとに心肺蘇生に関するガイドラインが改正されるため、新しいガイドラインに沿った普及啓発活動を行う必要がある。また、講習会の開催回数を増やし修了者の増加を図るとともに、応急手当普及員養成に力を入れ指導者を育成する必要がある。

今後の展開

- ①救急活動事業では、救命率の向上や後遺症の軽減を図るため、救急資機材の整備及び職員の教育訓練の更なる充実による病院前救護体制の強化を図っていく。
- ②メディカルコントロール協議会運営事業では、研修会の開催、プロトコルの策定・見直し及び事後検証体制を強化することにより、技能向上を図り救命率の向上につなげていく。
- ③救急車両更新事業では、高齢化率の上昇に伴い救急需要が増大している状況を踏まえ、計画的に高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材を整備していく。
- ④救急救命士教育事業では、指導救命士を継続的に養成することで、指導的立場の救急救命士を増やし、教育体制の充実を図っていく。
- ⑤救急救命士新規養成事業では、効果的な人材育成と事務の効率化を図ることを目的として、類似事業である救急救命士教育事業に整理統合し、新規養成及び再教育を救急課に一元化する。
- ⑥救急隊指導事業では、救急隊指導委員(医師)から、重度傷病者に対する救急救命処置を学ぶことにより、傷病者の救命率向上につなげていく。
- ⑦応急手当普及啓発活動では、応急手当普及員講習の修了者が指導者として活躍できる場を作り、応急手当の普及啓発体制の充実強化を図る。

5. 構成事務事業の評価

事務事業名	主要施策名	事業種別	令和元年度	事務事業 評価/ 総合評価	有効 度	優 先 度
			決算額(千円)			
1 救急車両更新事業(消防局)	321 救急車両等の整備	行政管理(財産等管理/要綱等)	61,002	B 1	B	A
2 救急活動事業(消防局)	322 救急業務高度化の推進	行政管理(各種計画の策定、進行管理/法律等)	1,444	A	B	A
3 救急活動事業(所沢中央消防署)	322 救急業務高度化の推進	行政管理(各種計画の策定、進行管理/法律等)	8,025	B 1	B	A
4 救急活動事業(所沢東消防署)	322 救急業務高度化の推進	行政管理(各種計画の策定、進行管理/法律等)	6,957	B 1	B	A
5 救急活動事業(狭山消防署)	322 救急業務高度化の推進	行政管理(各種計画の策定、進行管理/法律等)	7,036	A	B	A
6 救急活動事業(入間消防署)	322 救急業務高度化の推進	行政管理(各種計画の策定、進行管理/法律等)	6,670	B 1	B	A
7 救急活動事業(飯能日高消防署)	322 救急業務高度化の推進	行政管理(各種計画の策定、進行管理/法律等)	7,490	B 1	B	A
8 メディカルコントロール協議会運営事業(消防局)	322 救急業務高度化の推進	行政管理(国・県等からの受託業務/法律等)	1,381	A	A	B
9 救急救命士教育事業(消防局)	322 救急業務高度化の推進	行政管理(各種計画の策定、進行管理/法律等)	1,012	B 1	B	B
10 救急救命士新規養成事業(消防局)	322 救急業務高度化の推進	行政管理(普及・啓発・対策/法律等)	12,629	C 2	B	B
11 救急隊指導事業(消防局)	322 救急業務高度化の推進	行政管理(各種計画の策定、進行管理/法律等)	9,897	B 1	B	B
12 応急手当普及啓発事業(消防局)	323 応急手当の普及促進	行政管理(各種計画の策定、進行管理/要綱等)	200	B 3	B	B
13 応急手当普及啓発事業(所沢中央消防署)	323 応急手当の普及促進	行政管理(普及・啓発・対策/要綱等)	1,672	A	B	B
14 応急手当普及啓発事業(所沢東消防署)	323 応急手当の普及促進	行政管理(普及・啓発・対策/要綱等)	1,383	A	B	B
15 応急手当普及啓発事業(狭山消防署)	323 応急手当の普及促進	行政管理(普及・啓発・対策/要綱等)	582	A	B	B
16 応急手当普及啓発事業(入間消防署)	323 応急手当の普及促進	行政管理(普及・啓発・対策/要綱等)	825	A	B	B
17 応急手当普及啓発事業(飯能日高消防署)	323 応急手当の普及促進	行政管理(普及・啓発・対策/要綱等)	840	A	B	B
18			0			
19			0			
20			0			
小 計			129,045			
合 計			129,045			

構成事務事業の 適当性	救急車両等の整備、救急業務高度化の推進、応急手当等の普及促進及び救急救命士新規養成等の各事務事業の取り組みは、救急活動体制の充実強化に向けて着実にその成果が表れており、構成事務事業としての適当性は高いものと評価する。
----------------	--